

第3章 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関連）

1 景観計画区域（法第8条第2項第1号）

景観計画の対象区域は、市全域とします。

2 都市景観条例に基づく指定地区との関係

都市景観条例では、地区の景観特性に応じて、景観づくり推進地区及び景観づくり協定地区（以下「指定地区」という。）の2種類の地区を指定することができます。指定地区においては「景観づくり推進計画」を策定し、その中に地区の景観形成の目標、方針、基準等について定めます。

指定地区では、景観計画に基づいた一定規模以上の建築物等の景観誘導に加え、景観づくり推進計画に基づき、規模を問わずに建築物等を対象として、よりきめ細かな景観づくりを推進していきます。

【指定地区】

●景観づくり推進地区

本市の景観形成の骨格を成す地区や特徴を有する地区で、市が主体となって、重点的に景観形成を推進する地区

●景観づくり協定地区

景観形成を推進する必要があると考える地区住民が主体となって景観づくり協議会を設立し、景観形成を推進する地区

景観計画区域（景観法）と景観づくり推進地区（都市景観条例）の区域図

